

下 総 第 3 6 2 号

令和2年(2020年)3月11日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成31年3月13日付け監査報告第5号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 福祉部長寿支援課 〕

[指摘事項]

(1) ふれあいプラザの管理運営に関する基本協定書第24条第1項において規定する年間事業計画書の取扱いについて、以下の事項が見受けられたので、適正に事務処理されたい。

ア 市は指定管理者に対し書面による承認を行っていなかったため、同基本協定書第55条第1項の規定に基づく事務処理を行われたい。

イ 翌年度の年間事業計画書について、「平成30年度分の指定管理者からの提出日」及び「当該計画書承認に係る伺文書の起案日」が平成30年4月1日となっていた。しかしながら、平成30年度分の年間事業計画書を平成30年度の初日に提出させ、承認した場合には、指定管理者が作成した年間事業計画書を審査して市の意見等を述べるいとまもなく、また、指定管理者の年間事業計画書に対応した予算措置も不可能である。指定管理者が提出した年間事業計画書を市が確認し、適切に予算措置等ができる時期に提出させるよう改められたい。

(改善措置状況)

ア 平成31年度年間事業計画書及び収支予算書について、ふれあいプラザの管理運営に関する基本協定書第55条第1項の規定に基づき、平成31年3月25日付けで書面により承認を行った。

イ 次年度の予算措置が可能である令和元年10月11日に指定管理者から年間事業計画書及び収支予算書の提出をさせ、確認を行った。